

C A C - P H O N E 契約約款

(ケーブルライン利用規約)

株式会社 C A C



第 8 条 （利用停止）

1. CACは、加入者が次のいずれかに該当するときは、ケーブルラインおよびオプションサービスの全てもしくは一部の利用を停止することがあります。
 - ① ケーブルラインの料金、その他CACに対する債務の履行を怠ったときまたは、怠るおそれがあるとき（支払期日を経過した後、CACが指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、CACがその支払いの事実を確認できないときを含む。）
 - ② 加入者が、加入申込時に申告した内容に虚偽が判明したとき
 - ③ 第16条（利用に関する加入者の義務）の規定に違反したとき
 - ④ 前各号のほか、本規約に違反する行為、ケーブルラインに関するCACの業務の遂行または、CACの電気通信設備のいずれかに著しい支障を与えたとき、および与えるおそれのある行為を行ったとき
2. CACは、前項の規定により、ケーブルラインおよびオプションサービスの全てもしくは一部の利用停止をするときは、あらかじめその事由を加入者に通知します。ただし、緊急時等やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 9 条 （サービスの終了）

1. CACは次の場合には、ケーブルラインおよびオプションサービスの全てもしくは一部を終了することがあります。
 - ① CACが、安定したケーブルラインの提供ができないまたは、できなくなるおそれがあると判断したとき
 - ② CACが提供する他のサービスに伴い、ケーブルラインの必要性が著しく低下したとCACが判断したとき
 - ③ 経営上、技術的等の事由によりケーブルラインの適正かつ正常な提供ができなくなりケーブルラインの運営が事実上不可能になったとき
2. CACは、前項の規定により、ケーブルラインおよびオプションサービスの全てもしくは一部を終了するときは、あらかじめその事由を加入者に通知します。ただし、緊急時等やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 10 条 （ソフトバンク提供サービスにかかわる債権の譲受等）

加入者は、ソフトバンク：IP電話サービス契約約款の規定により支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権が、ソフトバンクの定めるところによりCACに譲渡されること、その結果CACが当該債権を加入者に請求することを承諾したものとします。また、この場合、加入者は、CACおよびソフトバンクが加入者への債権譲渡に関する個別の通知または、承認の請求を省略することについて承諾したものとします。

第 11 条 （料金）

1. 第2条（設備の設置）第1項に定める設備の設置に伴う料金（以下「設置料金」という。）は加入者負担とし、その額は別に定めることとします。また、ソフトバンクが提供するケーブルラインおよびオプションサービスに係る料金はソフトバンク：IP電話サービス契約約款に定めるところによります。CACが提供するオプションサービスに係る料金はCACが発行するパンフレットまたは、申込みおよび契約書式、ならびにホームページ等に定めるところによります。
2. 設置料金および前条（ソフトバンク提供サービスにかかわる債権の譲受等）に基づきソフトバンクがCACに債権譲渡した料金（以下両者を併せて「本利用料金」という。）の支払い方法は、CACが別に定めるところによります。また、その請求についてはCAC指定締日で行うこととします。
3. 本利用料金はCACの債権となり、CACからの請求となります。

第 12 条 （割増金）

加入者が、本利用料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とする。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、CACが別に定める方法により支払うものとします。

第 13 条 （延滞利息）

加入者は、料金等、その他の債務（延滞利息を除く。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、CACが別に定める方法により支払うものとします。

第 14 条 （加入者の区分け責任）

1. 加入者は、ケーブルラインおよびオプションサービスの全てもしくは一部が利用できない場合は、加入者の設備または、利用容態に問題がないことを確認のうえ、CACに申告していただきます。
2. 前項の申告に基づき、CACはCACおよびソフトバンクの設備の修理または、対応（以下「サポート」という。）のための手配を行います。ただし、利用環境・容態および申告の時間帯等により対応できないまたは、対応までに時間を要する場合があります。
3. 第1項の申告があるにもかかわらず、加入者の設備または、利用容態に問題がある場合、ならびにCACまたは、ソフトバンクの責めによらない事由により加入者がケーブルラインおよびオプションサービスの全てもしくは一部を利用できない場合、CACは前項のサポートの責を負いません。

第 15 条 （承諾の限界）

CACは、加入者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難または、保守することが著しく困難であるとき、加入者が本利用料金その他債務の支払いを現に怠りもしくは怠るおそれがあると認められる相当の事由があるとき等、CACの業務遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その請求をした者に通知します。ただし、この契約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第 16 条 （利用に関する加入者の義務）

1. 設備の設置、保守の工事を行うために必要があるときは、加入者の承諾を得て加入者が所有または、占有する敷地、家屋、構築物等に立ち入りまたは、これらおよび電気・水等無償で使用できるものとします。この場合において、地主、家主その他利害関係人があるときは、加入者はあらかじめその承諾を得ておくものとし、利害関係人との交渉に関して責任を負うものとします。
2. 加入者は、電話接続回線の終端のある構内（これに準ずる区域を含む。）または、建物内において、CACの電気通信設備を設置するために構内交換機や管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置し

ていただきます。

3. 加入者は、CACが提供した終端装置を移動、撤去、変更、分解、損壊または、その設備に線条その他の導体を接続しないこととします。

第17条 （加入者に関する情報の利用）

CACが保有する個人情報等の取扱いは、CACが別に定める個人情報保護に関する規定に定めます。

第18条 （利用規約の改定）

1. CACは、CACの提供するサービス内容の変更、社会情勢の変動により本規約を改定することがあります。なお、本規約が改定されたときは、以後の契約条件は新しい本規約によるものとします。
2. CACが別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

第19条 （協議、管轄裁判所）

1. 本規約に定めのない事項、あるいは疑義が生じた場合は、誠意をもって協議のうえ、解決にあたるものとします。
2. 本規約は、日本法に準拠して解釈されるものとし、CACの提供するサービス内容に関連して訴訟の必要が生じた場合には、CACの本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

附 則

1. CACは特に必要があるときには、本規約に特約を付することができるものとします。
2. この本規約は2020年12月 1日より施行します。

端末設備貸出サービスに関する契約条項

1. ケーブルライン用端末機器の貸出

- (1) CACは、加入者に対し、その加入者との間で締結している1のケーブルライン契約につき、1のCACが別途指定するケーブルライン用端末機器（種類の異なる複数のネットワークを接続するための機器であって、通信プロトコル変換およびIPルーティング等の機能を有するものをいいます。以下「ケーブルライン用端末機器」という。）を無償で貸与します。

2. ケーブルライン用端末機器の設置および撤去等

- (1) CACは、前項に基づき加入者に貸与するケーブルライン用端末機器を加入者が指定した設置場所（ただし、電話サービスの提供を受けることができる場所に限る。）に設置し、その設置した日から加入者に対する当該ケーブルライン用端末機器の貸与が開始されるものとします。
- (2) 加入者は、ケーブルライン用端末機器と加入者の機器とを接続しようとするときは、その接続方法および設定内容等についてCACの指示に従うものとします。
- (3) ケーブルライン用端末機器と加入者の機器との接続に必要な物品等およびケーブルライン用端末機器を使用するにあたり必要となる電源等は、加入者の責任と費用負担で準備するものとします。
- (4) CACは加入者に対して、貸与開始においてケーブルライン用端末機器が正常な機能を備えていることのみを担保し、ケーブルライン用端末機器の商品性および加入者の使用目的への適合性については一切担保しません。

3. ケーブルライン用端末機器の使用および保管等

- (1) 加入者は、ケーブルライン用端末機器を善良なる管理者の注意をもって使用および保管するものとします。
- (2) 加入者は、ケーブルライン用端末機器を第三者に譲渡し、転貸し、自己もしくは第三者のための担保として提供または、使用させ、ケーブルライン用端末機器を改造もしくは改変または、加入者が利用契約において指定した当該ケーブルライン用端末機器の設置場所以外の場所に移転してはならないものとします。また、加入者は、電話サービスを利用する目的以外にケーブルライン用端末機器を使用してはならないものとします。
- (3) 加入者は、ケーブルライン用端末機器に故障、滅失または、毀損等が生じたときは、直ちに、その旨をCACに通知します。CACはその通知を受領後、故障品と同一機種もしくはほぼ同等の機能を有する正常なケーブルライン用端末機器（以下「代品」という。）を提供し、加入者は、故障、毀損等の生じたケーブルライン用端末機器（以下「故障品」という。）をCACに返却するものとします。
- (4) 前項の規定に拘らず、CACは、加入者の責めによる事由によりケーブルライン用端末機器に故障、滅失または、毀損等が生じたときは、加入者に対し、別紙2の3「ケーブルライン用端末機器購入代金相当額」に定める額を請求できるものとします。

4. 責任の範囲

- (1) CACおよびソフトバンク株式会社（以下「CAC等」という。）は、CAC等の責めによる事由に基づくケーブルライン用端末機器の故障、滅失または、毀損等により加入者が損害を被った場合、ソフトバンク：IP電話サービス契約約款に規定された電話サービスに係る定額利用料金に相当する額を限度としてその損害を賠償します。ただし、CAC等に故意または、重大な過失がある場合は、この限りではありません。
- (2) CAC等は、端末設備の修理等にあたってCAC等の責めによる事由により加入者の機器その他の物品等に損害を与えた場合、ソフトバンク：IP電話サービス契約約款に規定された電話サービスに係る定額利用料金に相当する額を限度として損害を賠償します。ただし、CAC等に故意または重大な過失がある場合は、この限りではありません。
- (3) 前二項の場合において、CAC等は、CAC等の責めによらない事由により加入者が被った損害について、その責任を一切負わないものとします。
- (4) CAC等は、加入者の責めによらない事由によりケーブルライン用端末機器を全く使用することができない状態（ケーブルライン用端末機器を全く使用できない状態と同程度の状態となる場合を含む。）が生じた場合に、そのことをCAC等が知った時刻から起算して72時間以上その状態が連続したときは、そのことをCAC等が知った時刻以降の使用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限る。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するソフトバンク：IP電話サービス契約約款に規定された電話サービスに係る定額利用料金の支払いを要しないものとします。ただし、CAC等の故意または、重大な過失により、ケーブルライン用端末機器を全く利用できない状態が生じたときは、そのことをCAC等が知った時刻以降の使用できなかった時間について、その時間に対応するソフトバンク：IP電話サービス契約約款に規定された電話サービスに係る定額利用料金の支払いを要しないものとします。

導入・撤去に伴う契約条項

1. 初期導入費用（本規約 第2条に基づく費用）
ケーブルライン設備設置料金・別に定める実費相当額
 - ※ 宅内の設備状況により追加工事が必要な場合、費用は加入者負担となります。
 - ※ C A Cの別サービスに未加入の場合、別途導入費用がかかります。
 - ※ 集合住宅等への電話サービスを可能とするための導入費用、改修工事費は別途見積となります。
2. 解約工事費（本規約 第4条第2項に基づく費用）
ケーブルライン設備 撤去費用・・・・・・・・別に定める実費相当額
設備撤去に伴う工作物等の復旧費用・・・・・・・・別に定める実費相当額
3. ケーブルライン用端末機器購入代金相当額
ケーブルライン用端末機器購入代金相当額・・別に定める実費相当額